

国自旅第319号
令和2年11月27日

北海道運輸局自動車交通部長 殿

自動車局旅客課長

「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について」の
一部改正について

今般、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）」により、道路運送法の一部が改正され、関係政省令も同様に一部改正がなされたところである。

これを受けて、「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について」（平成21年5月21日付け国自旅第35号）について、新旧対照表の新欄のとおり改正するので、その趣旨を理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

国自旅第319号
令和2年11月27日

東北運輸局自動車交通部長 殿

自動車局旅客課長

「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について」の
一部改正について

今般、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）」により、道路運送法の一部が改正され、関係政省令も同様に一部改正がなされたところである。

これを受けて、「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について」（平成21年5月21日付け国自旅第35号）について、新旧対照表の新欄のとおり改正するので、その趣旨を理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

国自旅第319号
令和2年11月27日

関東運輸局自動車交通部長 殿

自動車局旅客課長

「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について」の
一部改正について

今般、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）」により、道路運送法の一部が改正され、関係政省令も同様に一部改正がなされたところである。

これを受けて、「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について」（平成21年5月21日付け国自旅第35号）について、新旧対照表の新欄のとおり改正するので、その趣旨を理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

国自旅第319号
令和2年11月27日

北陸信越運輸局自動車交通部長 殿

自動車局旅客課長

「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について」の
一部改正について

今般、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）」により、道路運送法の一部が改正され、関係政省令も同様に一部改正がなされたところである。

これを受けて、「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について」（平成21年5月21日付け国自旅第35号）について、新旧対照表の新欄のとおり改正するので、その趣旨を理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

国自旅第319号
令和2年11月27日

中部運輸局自動車交通部長 殿

自動車局旅客課長

「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について」の
一部改正について

今般、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）」により、道路運送法の一部が改正され、関係政省令も同様に一部改正がなされたところである。

これを受けて、「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について」（平成21年5月21日付け国自旅第35号）について、新旧対照表の新欄のとおり改正するので、その趣旨を理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

国自旅第319号
令和2年11月27日

近畿運輸局自動車交通部長 殿

自動車局旅客課長

「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について」の
一部改正について

今般、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）」により、道路運送法の一部が改正され、関係政省令も同様に一部改正がなされたところである。

これを受けて、「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について」（平成21年5月21日付け国自旅第35号）について、新旧対照表の新欄のとおり改正するので、その趣旨を理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

国自旅第319号
令和2年11月27日

中国運輸局自動車交通部長 殿

自動車局旅客課長

「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について」の
一部改正について

今般、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）」により、道路運送法の一部が改正され、関係政省令も同様に一部改正がなされたところである。

これを受けて、「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について」（平成21年5月21日付け国自旅第35号）について、新旧対照表の新欄のとおり改正するので、その趣旨を理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

国自旅第319号
令和2年11月27日

四国運輸局自動車交通部長 殿

自動車局旅客課長

「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について」の
一部改正について

今般、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）」により、道路運送法の一部が改正され、関係政省令も同様に一部改正がなされたところである。

これを受けて、「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について」（平成21年5月21日付け国自旅第35号）について、新旧対照表の新欄のとおり改正するので、その趣旨を理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

国自旅第319号
令和2年11月27日

九州運輸局自動車交通部長 殿

自動車局旅客課長

「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について」の
一部改正について

今般、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）」により、道路運送法の一部が改正され、関係政省令も同様に一部改正がなされたところである。

これを受けて、「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について」（平成21年5月21日付け国自旅第35号）について、新旧対照表の新欄のとおり改正するので、その趣旨を理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

国自旅第319号
令和2年11月27日

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について」の
一部改正について

今般、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）」により、道路運送法の一部が改正され、関係政省令も同様に一部改正がなされたところである。

これを受けて、「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について」（平成21年5月21日付け国自旅第35号）について、新旧対照表の新欄のとおり改正するので、その趣旨を理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。